

## 内部監査の実施状況について

(令和2年2月28日現在)

東京労働局

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
総務部 外5部  中央労働基準監督署 外17署  飯田橋公共職業安定所 外16所  計41所属	令和元年6月14日か ら7月16日にかけて 実施  (前期監査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計経理事務に関する事項</li> <li>・ 旅費及び IC カードに関する事項</li> <li>・ 物品管理に関する事項</li> <li>・ 超過勤務に関する事項</li> <li>・ その他</li> </ul>	<p>「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登記漏れ、物品標示票の貼付漏れ等が一部の所属で確認された。</p> <p>「旅費及び IC カード」関係では、業務命令外出伺の提出漏れが散見された。</p> <p>「超過勤務手当」関係については、支給に関して、超過勤務時間に整合性がない事案があり、回収を行った。</p>	<p>各所属の不適切な事務処理に対しては、個別に指導事項として各所属へ通知し、適切に訂正処理するよう指示し、是正状況を報告させた。</p> <p>また、全所属に対し、複数の所属に共通して見られた主な指導事項をまとめたものを通知し、今後同様の誤りが発生しないよう注意喚起を行い、日常における適正な事務処理の実施及び確認の再徹底を図るよう指示した。</p>
総務部 外5部  中央労働基準監督署 外17署  飯田橋公共職業安定所 外16所  計41所属	令和元年10月31日 から11月29日にか けて実施  (後期監査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計経理事務に関する事項</li> <li>・ 旅費及び IC カードに関する事項</li> <li>・ 物品管理に関する事項</li> <li>・ 超過勤務に関する事項</li> <li>・ その他</li> </ul>	<p>「物品管理」関係では、前期監査に比べて指導件数は大幅に減ったものの、物品の供用処理誤りなど、管理換後の管理が徹底されていない所属が一部見られた。</p> <p>「旅費及び IC カード」関係では、前期監査同様、業務命令外出伺の提出漏れが確認された。また、業務命令外出伺について記入漏れ、記入誤りが確認された。</p> <p>「超過勤務手当」の支給に関して、超過勤務時間に整合性がない事案があり、追給及び回収を行った。</p>	<p>「物品管理」関係において、不適正な事務処理に対しては、早急には正するよう通知し、関係法令や関係通達等を再確認させ、適正に物品管理を行うよう指示した。</p> <p>「旅費及び IC カード」関係については、出張（外出）の流れを正確に理解し、担当者だけでなく全職員に基本動作を確実に実施させるよう指示を行った。特に前期監査と同様の事務処理誤りが見られた所属に対しては是正措置だけでなく、発生原因の究明・再発防止策についても報告を受け確認を行った。</p> <p>「超過勤務手当」に係る誤支給については、速やかに追給・回収処理を行い、超過勤務手当に係る「自主点検チェックリスト」による点検方法を再確認させ、チェック体制の強化を図るよう指導を行った。</p>
局会計課	令和元年12月17日	・ 内部監査調書による各項目	適正であった。	引き続き、適正な事務処理を徹底する。